

第 10 号議案

平成 28 年 2 月 21 日

倉橋部町グリーンファーム弔事・見舞金等に関する規程の一部変更について（案）

現 行	変更後
（弔事） 第 2 条 組合員の弔事における弔金は 10,000 円とする。 <u>但し、理事・監事本人については、上記弔金と 檣^{しきび} 一対とする。</u>	（弔事） 第 2 条 組合員の弔事における弔金は 10,000 円とする。 <u>組合員の家族における弔金は、一律弔金 5,000 円とする。</u>

附則

この定款は、平成 28 年 月 日から改正実施する。